

委託番号	7327
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 件名 原水ポンプ槽保守点検等業務委託
- 履行期間 令和6年(2024年)4月1日 から 令和7年(2025年)3月31日まで
- 履行場所 草加市瀬崎五丁目3番1号(瀬崎中学校)
- 支払方法 業務完了払(年1回払)
- 委託内容 別紙のとおり
- その他
 - 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 問合せ先
 - 仕様書の記載内容に関すること(契約締結前)
草加市役所 契約課
電話048(922)1129(直通)
 - 契約締結後の問合せ先
草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋
電話048(922)2643(直通)

業務委託内容

草加市立瀬崎中学校の原水ポンプ槽の保守点検及び清掃は、この内容に従って実施するものとする。

全ての業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、埼玉県条例等関係法令を遵守し実施するものとする。

【点検施設の数量、回数、容量等】

NO	学 校 名	原水槽容量	型 式	清掃回数	保守点検回数
1	瀬崎中学校	2 2 立米	ポンプ槽	年 1 回(3 月)	年 12 回(毎月)

(位置は別添配置図参照のこと)

【点検範囲及び方法等】

- ・原水ポンプ槽の機能を正常に保つため、次の装置について実施する。
 - (1) 原水ポンプ
 - (2) 原水ポンプ配電盤
 - (3) スクリーン
- ・必要に応じ、原水槽・ポンプ槽、その他周辺の清掃も行うこととする。
なお、処分に関しては市担当者と協議すること。

【作業時間】

- ・作業は、平日AM9：00～PM4：00を原則とする。

【作業責任者】

- ・各業務について、あらかじめ作業責任者を定め市担当者の承認を得ること。

【安全対策】

- ・作業は密閉された槽や室内となる場合もあるので、安全対策を十分に施し複数の作業員で実施するものとする。

【緊急時の措置】

- ・作業中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を行うとともに市担当者に連絡し、その指示に従い復旧に努めなければならない。

【負担区分】

- ・作業に必要な工具類、消耗品等及び報告用紙は受注者の負担とする。
- ・軽微な修理については受注者の負担とし、その他については協議のうえ決定するものとする。

【消耗品等の常備】

- ・作業上必要な潤滑油、グリス、ウエス、滅菌剤、測定器具及び清掃用具等を常備しておくものとする。

【作業計画書等の提出】

作業に先立ち、次のものを提出すること。(各1部)

(1) 作業計画書

- ・作成に際し、学校管理者とよく打ち合わせを行い、市担当者の承認を受けること。なお、作業従事者及び責任者、使用機器、作業日程等を明示するものとする。

(2) 作業者名一覧表（作業責任者を明示すること。）

【記録の作成及び報告書の提出】

- ・業務完了後、完了報告書（書式自由）・点検記録等（書式自由）を作成し、作業写真を添付し、学校管理者確認押印または署名のうえ、毎月点検終了後その都度1部提出するものとする。なお、不備不良箇所が存する場合は、状況写真及び改修概算工事費を必ず提出すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複製し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

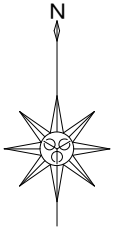
第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

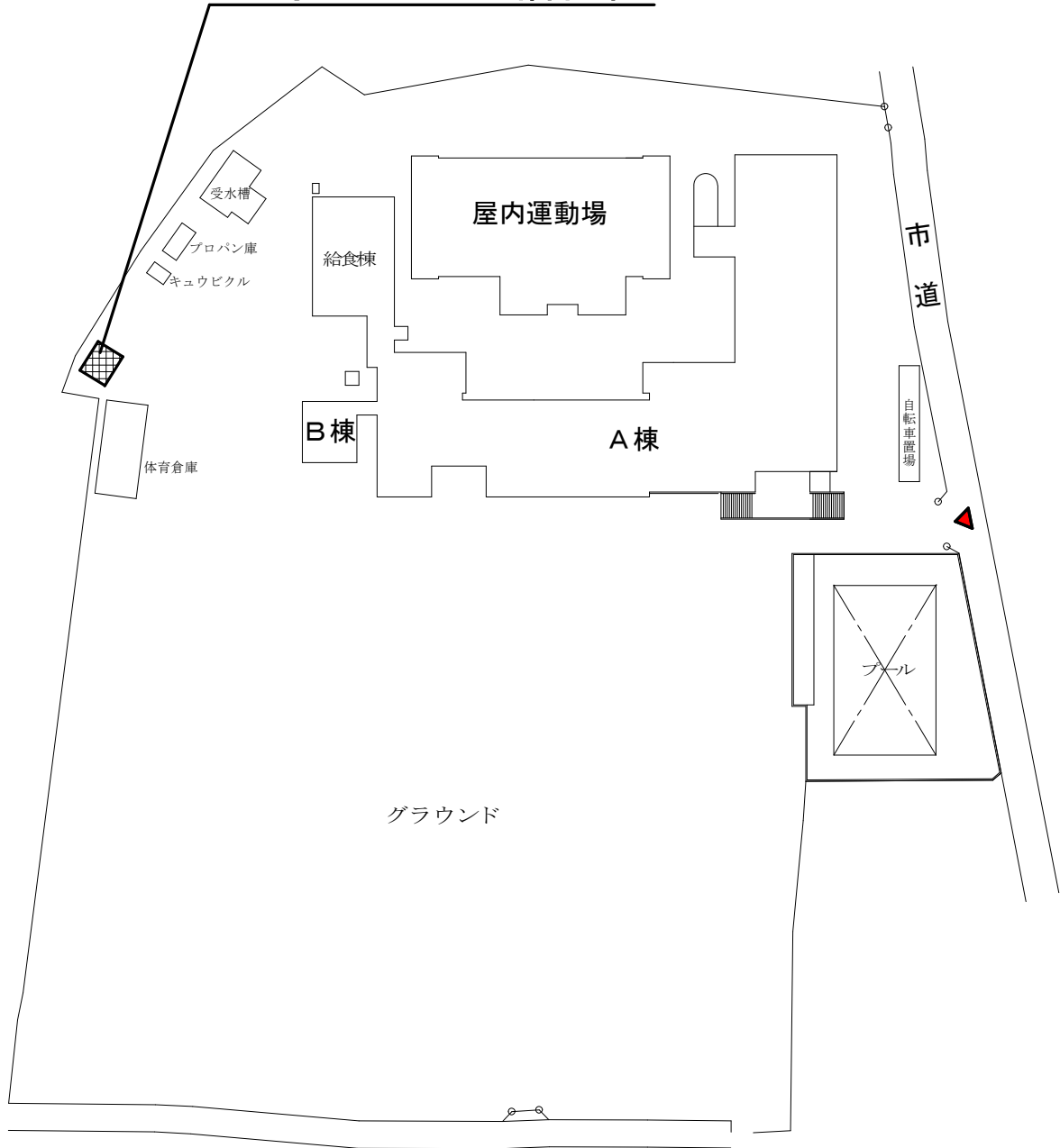
第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。



原水ポンプ槽位置



配置図 S = 1/1000